

労働時間と税制

——Prescott 論文を巡って

國枝 繁樹

(一橋大学准教授)

主要先進国の労働時間の違いの原因を、各国の税・社会保険料負担の違いに求めた Prescott 論文 (2004) を巡る論争を紹介し、そうした議論がわが国においても妥当するかを考察した。労働供給の弾力性の仮定の妥当性については、わが国の実証研究の蓄積が少なく、確たることは言えないものの、わが国においても各種給付制度のもたらすインセンティブ構造の方がより重要であり、一般的な税・社会保険料負担のみに着目する同論文のモデルは、現実の労働時間の分析にはあまり有用ではないと思われる。また、長時間労働是正は、コーディネーション問題の側面を有しており、労働組合や政府が果たしうる役割につき、より深い議論がなされる必要がある。

目次

- I はじめに
- II Prescott 論文の概要
- III Prescott 論文への批判と反論
- IV わが国における Prescott 論文の妥当性と含意
- V おわりに——Prescott 論文を巡る論争のわが国への含意

I はじめに

平日の夜 11 時過ぎ、都心から郊外に向かう電車に乗ると、宴会帰りのサラリーマンやデート帰りのカップルに混じって、疲れきった顔をした働き盛りのサラリーマンたちを多く見かける。長時間の残業を終えた正社員の労働者たちである。わが国の労働者は、国際的に見ても長時間の労働を行ってきた。OECD (2007) によれば、雇用者の年間平均総労働時間は、わが国では 1784 時間であり、米国 1804 時間とはあまり変わらないものの、欧州諸国 (特に大陸国) のフランス 1564 時間、ドイツ 1436 時間等に比較して非常に長時間の労働を行っている。こうした長時間労働は、多くの

論者により批判され、政府においても、「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指した議論がなされている。長時間労働の実態や要因については、わが国の研究者の間でも様々な研究が行われてきた。(わが国における研究を踏まえた最近の概説書としては、小倉 (2007) がある)。

最近の欧米の経済学界においても、先進国の労働時間については注目を集めている。ただし、その関心の中心は、米国と欧州諸国 (特に大陸国) の労働時間の違いにより、各国の経済パフォーマンスの違いが説明できるのではないかという点である。特に、ノーベル経済学賞受賞者の Edward C. Prescott が 2004 年の *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review* に発表した論文 “Why do Americans work so much more than Europeans?” (以下、Prescott (2004)) は、リアル・ビジネス・サイクル (RBC) 仮説において標準的な動学的一般均衡モデルを用いて、各国の税・社会保険料の負担の違いこそが、主要先進国の労働時間の違いの最も重要な決定要因であると主張し、注目を浴びた。すなわち、欧州大陸国 (例えばフランス・ドイツ) の労働者は、税・社会保険

料の負担（税のくさび（tax wedge）とも呼ばれる）が重い場合、長時間働こうとしないのに対し、米国の労働者は、米国の税・保険料が相対的に軽い場合、より長時間働いているというのである。わが国の税・社会保険料の負担も、米国同様に他の先進国と比較して相対的に低い場合、Prescott (2004) の主張に従えば、税・社会保険料の負担の軽さがわが国の長時間労働の主要な要因ということになる。OECD (2006) も、Prescott (2004) にも言及しながら、労働課税が労働者 1 人当たりの労働時間の選択に重要な影響を及ぼすことはほぼ確実と述べている。しかし、同論文の主張に対しては、欧州の経済学者を中心に批判がなされることになった。こうした批判の中においては、同論文のモデル自体の問題を指摘するものや各国の労働者の労働時間を決定する他の重要な要因を指摘するものがあり、さらに批判に対する反論がなされるなど、興味深い議論が続けられている。

本稿においては、Prescott (2004) の主張およびそれに対する批判と反論の概要につき述べた後、それがわが国にどの程度妥当し、いかなる含意を持つかを考察する。そうした議論の中には、これまでのわが国における長時間労働をめぐる論争において、必ずしも重視されてこなかった論点も多く含まれており、わが国の長時間労働をめぐる議論にも貴重な示唆を与えるものとする。なお、労働と税制の関係については、失業（逆に言えば雇用）と税制の関係も重要な論点であるが、本稿においては、紙幅の制約から本特集号のテーマである労働時間と税制の関係に議論を絞り、失業と税制の関係等については、必要がある範囲で簡潔に言及することとする¹⁾。

II Prescott 論文の概要

1 労働供給量の予測式

ここでは、Prescott (2004) の概要についてごく簡単に説明する。同論文は、実際のデータから重要なパラメーターの推計を行おうとする従来の手法ではなく、RBC 仮説において用いられるカリブレーションの手法が使われている。カリブレー

ションにおいては、動学的な一般均衡モデルの枠組みにおいて、選好や生産技術にパラメーターを仮定して、シミュレーションを行い、その予測値が現実のデータと似たような特質を示すことをもって、モデルが現実の経済を説明するのに適切であると判断する。

Prescott (2004) においては、まず消費量と余暇を変数とする次の（一般化された）コブ・ダグラス型の効用関数を持つ家計を想定する。

$$E \left\{ \sum_{t=0}^{\infty} \beta^t (\log c_t + \alpha \log (100 - h_t)) \right\} \quad (1)$$

（ここで、 c_t : t 期の消費量、 h_t : (1 週あたり) 労働時間、 β : 割引率）

効用関数中、 $(100 - h_t)$ は、1 週間の睡眠時間等を除いた時間にほぼ対応する 100 時間のうち、労働しない時間、すなわち (1 週あたり) 余暇時間に対応する。余暇については、家事労働や地下経済での労働も含まれるとされている。

まず労働供給サイドについて考える。家計の期待効用最大化により、消費と余暇の間の限界代替率は、税引き後の賃金に一致する。

$$\frac{\alpha / (100 - h_t)}{1/c_t} = (1 - \tau) w_t \quad (2)$$

（ここで、 w : (税引き前) 賃金、 τ : 労働に対する税率）

ただし、労働に対する税としては、労働に直接に課される労働所得税（社会保険料含む）のみでなく、消費課税も予算制約式を通じ、労働に対する課税になっていることに留意する必要がある。したがって、 τ と労働所得税率 τ_h （社会保険料率含む）および消費税率 τ_c の間には次の関係が成立している。

$$\tau = \frac{\tau_h + \tau_c}{1 + \tau_c} \quad (3)$$

なお、税金については、純粋な政府消費に用いられる分を除き、すべて家計にランプサム・トランスファーの形で還付されると仮定する。

次に、労働需要サイドについて考える。生産については、一般的なコブ・ダグラス型生産関数が仮定される。

$$y_t = A_t k_t^\theta h_t^{1-\theta} \quad (4)$$

(y_t : t 期の生産高, A_t : t 期の全生産要素生産性 (TFP), k_t : t 期の資本ストック, θ : 資本分配率) 企業の利潤最大化により, 労働の限界生産物が (税引き前) 賃金に等しくなるまで, 労働が需要される。

$$w_t = (1-\theta)A_t k_t^\theta h_t^{-\theta} = (1-\theta)y_t/h_t \quad (5)$$

労働供給曲線を示す (2) 式と労働需要曲線を示す (5) 式の交点として均衡における労働供給量が定まる。これが, Prescott (2004) における労働供給量の予測式である。

$$h_t = \frac{1-\theta}{1-\theta + \frac{c_t}{y_t} \frac{\alpha}{1-\tau}} \quad (6)$$

2 税率とパラメーターの仮定

Prescott (2004) は, 1970~74 年と 1993~96 年の 2 つの期間の G7 各国につき, (6) 式を用いて, 労働供給量の予測を行った。そのためには, 税率 τ およびパラメーター (θ および α) についての仮定が必要となる (c/y については, 現実のデー

タを代入)。

税率 τ については, 注 2) の説明のように, SNA ベースのデータから算出している²⁾。パラメーターのうち, 資本分配率 θ については, 当該期間中の各国の平均である $\theta = 0.3224$ を用いる。効用関数中の α については, Prescott (2004) は, (6) に基づく労働供給量の予測値の平均が現実のデータと近いものになるように, $\alpha = 1.54$ と設定している。後に述べるように, コブ・ダグラス型効用関数と α の設定が過大な労働供給の弾力性をもたらしているのではないかという点が, 同論文の重大な問題点となる。

3 予測結果とその含意

Prescott 論文の (6) 式を用いた G7 諸国の労働供給量 (ただし, 15 歳から 64 歳の人口 1 人当たりの 1 週あたりの労働時間であることに留意) の予測値は, 表 1 のとおりである。予測値と現実の労働時間の差は, G7 諸国平均で, 週 1.14 時間であり, 同論文は, 驚くほど小さいと評価している。強調されているのは, 税率 τ が相対的に高いドイツおよびフランスといった欧州大陸諸国の労働供給量が低くなっていることである。米国では

表 1 労働供給量の実際の値と予測値

期間	国	労働供給量		乖離幅 (予測値 - 実際の値)	予測の際のパラメーター	
		実際の値	予測値		税率 τ	消費/生産高 (c/y)
1993~96	ドイツ	19.3	19.5	0.2	0.59	0.74
	フランス	17.5	19.5	2.0	0.59	0.74
	イタリア	16.5	18.8	2.3	0.64	0.69
	カナダ	22.9	21.3	-1.6	0.52	0.77
	英国	22.8	22.8	0	0.44	0.83
	日本	27.0	29.0	2.0	0.37	0.68
	米国	25.9	24.6	-1.3	0.40	0.81
1970~74	ドイツ	24.6	24.6	0	0.52	0.66
	フランス	24.4	25.4	1.0	0.49	0.66
	イタリア	19.2	28.3	9.1	0.41	0.66
	カナダ	22.2	25.6	3.4	0.44	0.72
	英国	25.9	24.0	-1.9	0.45	0.77
	日本	29.8	35.8	6.0	0.25	0.60
	米国	23.5	26.4	2.9	0.40	0.74

注) : 労働供給量は, 15~64 歳の人口 1 人あたりの労働時間 (1 週間あたり時間)
出所) : Prescott (2004) Table 2

1970～74年と1993～96年の両時期とも税率 τ が40%にとどまっているのに対し、ドイツおよびフランスでは、税率 τ が1970～74年間の52%および49%から1993～96年の59%（両国とも）と増加している。同時期に、ドイツおよびフランスでは、労働供給量は、米国より長い週24.6時間および週24.4時間から、米国よりずっと短い週19.3時間および週17.5時間まで低下している。同論文は、この労働時間の変化を(6)式はかなり正確に予測していることから、ドイツおよびフランスにおける労働時間の変化を税率の変化でほぼ説明できるとしている。

また、Prescott (2004) は、米国とフランスの税負担の違いが両国の経済厚生にどれだけの違いをもたらしているかも計算し、フランスの重い税負担は、フランスの労働者の享受する長い余暇を考慮しても、米国と比較して、生涯等価消費換算で20%に当たる深刻な経済厚生損失をもたらしていると主張する。さらに、同論文は、米国税制のフラット化の影響、さらには賦課方式から積立方式への公的年金改革により税率 τ の増加を回避する必要性等を論じているが、同論文で最も注目されたのは、やはり米国および欧州大陸諸国の労働時間の違いの要因を主に税率の違いにあるとした分析である。この分析については、欧州の経済学者を中心に批判がなされる一方、同論文の枠組みを支持する論者からは反論がなされることになった。以下、その主な論点につき述べていくこととする。

III Prescott 論文への批判と反論

Prescott (2004) の主張は、同論文の説明を否定する見方や同論文の基本的な枠組みは支持しながらも修正は必要とする見方を含め、欧米の経済学者の間で活発な議論を呼んだ。以下、その主な論点につき説明する。

1 労働供給の弾力性をめぐる議論

① マイクロデータに基づく推計との差異

Prescott (2004) の最大の問題点は、効用関数およびパラメーターの仮定により、労働供給の弾

力性が過大になっているのではないかという点である。効用関数(1)から $\tau=0.5$ の場合の労働供給の賃金に対する非補償弾力性（マーシャル弾力性）を計算すると、0.77となる。また、労働供給の所得弾力性を計算すると、 -0.77 となる。（Alesina, Glaeser and Sacerdote (2006)）

労働供給の賃金に対する弾力性については、欧米の労働経済学者および財政学者により、かねてより積極的にマイクロデータに基づいた実証研究が進められてきていた。そうした実証研究の結果の詳細については、Blundell and McCurdy (1999) 等を参考にされたいが、最も実証研究の蓄積が進んでいる米国での結果を述べると、まず、家計の主たる働き手である男性（primary male worker）については、労働供給の非補償弾力性がほぼ0に近いとされている。税引き後の賃金が増加しても、賃金増加による代替効果とより豊かになったことによる所得効果が相殺し、主たる働き手である男性労働者の労働時間にはあまり影響がないということである。さらに、一般に所得効果の影響は、規模的にそれほど大きくないとの結果が得られている³⁾。また、税制改革を利用し、difference in differenceの方法により実証研究を行ったEissa (1996)においても、主な働き手である男性労働者の労働供給の非補償弾力性は低いとの結果が得られている。

他方、家計内の2人目以降の働き手である女性労働者（secondary female worker）については、より大きな労働供給の弾力性が推計されてきている。具体的には、賃金上昇に対する実際の労働供給の変化に対応する非補償弾力性については、平均すると、1程度の弾力性が見出されている。なお、労働供給の弾力性については、労働に就くか否かの就労の選択（extensive margin）と就労した上で何時間働くかの労働時間の選択（intensive margin）の2つの段階の弾力性が考えられるが、様々な実証研究においては、就労の選択に係る弾力性は高いが、労働時間の選択に係る弾力性は低いものと考えられている。

結局、マイクロデータに基づく実証研究においては、2人目以降の働き手である女性労働者についてはともかくも、経済全体における労働供給に

において重要な位置を占める主な働き手である男性労働者については、非補償弾力性は低いと考えるのが、現在までの実証研究の成果であり、Prescott (2004) の仮定する非常に高い労働供給の弾力性は非現実的とされてきた。

② 労働の非可分性

RBC 仮説の労働供給の弾力性がマイクロデータの実証研究結果に較べ、過大ではないかとの批判は当初より存在したが、RBC 仮説の支持者は、「労働の非可分性」を指摘し、反論した (Hansen (1985), Rogerson (1988))。具体的には、現実の経済においては、労働者は、職場の置かれた状況等から労働時間を自ら調整することは難しく、雇用されるか、自発的に失業するかとの2つの選択肢しかないことを指摘した (労働の非可分性)。その上で、そうした選択を代表的家計の枠組みで取り扱うため、家計は、一定の確率で雇用されるが、そうでない場合には雇用されないという失業くじを購入するとし、さらに、雇用されない場合でも、給与を全額補償する完全な失業保険が存在すると仮定することを提案した。そうした仮定の下においては、労働経済学者や財政学者が重視するマイクロデータに基づく推計よりも労働供給の弾力性は大きくなると主張した。しかし、現実には就労するか否かの選択が中心となるのは、家計内の2人目以降の女性労働者や退職前後の労働者についてであり、主な働き手である男性労働者には、就労するか否かの選択の余地はあまりなく、そうした労働者については、マイクロデータに基づく推計の低い弾力性のほうが現実的な仮定と考えられる。

これに対し、Mulligan (2001) は、くじと完全な失業保険の仮定によらなくとも、各家計の貯蓄と借入れを通じた時間を通じた平均化により、Rogerson (1988) と同様の結果を得ることができると指摘した。また、Imai and Keane (2004) は、人的資本への投資を考えれば、弾性値はより高くなりうると指摘した。しかし、Mulligan (2001) のモデルに、さらに人的資本を加えて分析を行った Ljungqvist and Sargent (2007) は、Mulligan (2001) のモデルでは、非就労者は早期

退職を可能とするのに十分な貯蓄を行った家計ということになるが、それは欧州での実際の非就労者とは異なることを指摘し、Mulligan (2001) のモデルでも欧州の状況は説明できないとの結論を得ている。

③ Social Multiplier の可能性

マイクロデータに基づく労働供給の弾力性とマクロの時系列データに基づく労働供給の弾力性の差異を説明しようとする試みの一つが、Social Multiplier の考え方である。労働者の労働相互の間に補完性があり、個人の労働の生産性が、同時に他に多くの労働者が働いているほど増加する場合、あるいは個人の余暇消費のもたらす限界効用が同時に他に多くの個人が余暇を消費しているほど高くなるような場合には、個人がただ一人で労働・余暇の選択を行う場合の労働供給の弾力性と、包括的な税制改革等の共通の要因により多くの個人が同時に労働・余暇の選択を変更する場合の労働供給の弾力性は異なったものとなりうる。この場合、クロス・セクションのデータに基づく推計で個人の労働供給の弾力性はあまり大きくないとされても、包括的な税制改革の影響のように、多くの個人が同時に政策の影響を受ける場合には労働供給の弾力性が高くなる。しかし、多くの労働者に同時に影響を与えた米国の税制改革を natural experiment として労働供給の弾力性を推計した Eissa (1996) 等においても、主な働き手たる男性労働者の労働供給の弾力性は低いとされており、Social Multiplier の存在の可能性を勘案しても、Prescott (2004) の想定する非常に高い労働供給の弾力性を正当化することは難しいと考えられる (Alesina, Glaeser and Sacerdote (2006))。

④ 家事生産とインフォーマル部門での労働

マイクロデータに基づく実証研究は、フォーマル部門における労働供給を対象としてなされていることが多いが、現実の家計においては、家事労働にも相当の時間を割いている。また、国によっては、政府や税務当局に認識されないインフォーマル部門 (地下経済) における労働が無視できない大きさになっている場合がある。家事生産から

の(帰属)所得やインフォーマル部門における所得には税が課されないのが一般的であり、フォーマル部門での税のくさびが増加することは、家事生産やインフォーマル部門を促す方向に働くものと考えられる(付加価値税が増税されれば、外食のコストが相対的に増加するため、自宅での食事をより頻繁に取るようになるといった例が指摘されている)。Davis and Henrekson (2004) は、OECD 諸国のデータを用い、税のフォーマル部門での労働供給への影響を推計するとともに、家事生産やインフォーマル部門における労働供給への影響を考察している。その推計によれば、もし税のくさびが12.8%拡大すれば、市場部門での労働供給は、年間122時間減少し、他方、インフォーマル部門はGDPの3.8%相当額拡大する。また、Davis and Henrekson (2004) は、家事生産やインフォーマル部門との代替が起こりやすい産業は、非熟練労働者が相対的に多い部門であるとし、そうした部門であると考えられる小売業、飲食店・旅館業等での雇用や付加価値が、税のくさびが拡大する場合には、大きく減少することを示した⁴⁾。

なお、税制が主にフォーマル部門から家事生産やインフォーマル部門への労働供給のシフトをもたらす場合には、フォーマル部門での労働供給の低下がすべて経済全体の付加価値の低下につながることに留意すべきである。すなわち、その場合、統計上の付加価値の低下は、家事生産やインフォーマル部門という、付加価値を生みながらも、統計上、適切に測定されていないセクターへの資源の移動を意味するだけかもしれないからである。

2 税収の使途と給付の構造

Prescott (2004) は、税収はすべてランプサム・トランスファーの形で還付されるという「負の所得税」的なスキームを仮定しているため、税率が増加するほど、トランスファーも増加する。トランスファーの増加は所得効果を通じて労働供給を減少させるため、労働供給の減少幅は大幅に拡大する。政府支出が家計に直接還元する形で行われない場合には、こうした所得効果は発生せず、増税に伴う労働供給の減少幅は、Prescott (2004)

の予測値よりずっと小さいものとなる。これに対し、Rogerson (2007) は、税収が児童保育の整備等の女性労働者の就労を促進するような支出に用いられる場合は、その分だけ労働供給が促進されることを指摘した。高福祉・高負担で知られる北欧諸国においては、税率が高いにもかかわらず、フランス・ドイツ等の大陸諸国よりも労働供給量は高いが、北欧諸国における政府支出は女性の労働供給を促進する支出となっている。

また、Prescott (2004) は、15歳から64歳の間の1人当たりの労働時間を分析の対象としているが、現実には労働時間は年齢・性別等により大きく変化する。米国と欧州大陸国の中で30歳から50歳までの労働力率は大きな差はないが、50歳から65歳の高齢者と若者については大きな差がある(Ljungqvist and Sargent (2007))。欧州大陸国では、高齢者については、早期の退職者が多く、また若者については、多くの失業者の存在が重要である。財政が退職行動に与える影響としては、Prescott (2004) が強調した一般的な税率ではなく、公的年金等の給付構造が大きな影響を与えることが知られている(Gruber and Wise (1999))。また、失業に関しては、失業時に支払われる失業給付のあり方が重要である。税制も失業に影響を与える可能性があるが、失業給付の代替率を重視するモデルにおいては、給与と失業給付の両方に同率の税が課される場合には、税引き後の代替率は不変なため、税制は失業に影響を与えないなど、失業と税制の関係は、複雑になりうる。

いずれにせよ、労働供給に影響を与える要因としては、Prescott (2004) の強調した一般的な税率の違いよりも、失業者や早期退職者等に支払われる給付のあり方がより重要であると考えられ、こうした点を踏まえ、Nickell (2006) やLjungqvist and Sargent (2007) は、Prescott (2004) の単純なモデルは現実の労働時間を説明するには有用でないと指摘している。

3 税制以外の要因の重要性

① 労働組合の役割

労働者の労働相互に補完性がある場合、労働者間で労働時間をそろえる(シンクロナイズする)

ことにより、労働者の生産性は高まることになる。Weiss (1996) は、労働者の労働相互に補完性がある場合に、余暇・消費の選好が異なる労働者間のナッシュ均衡により労働時間が決まるとすると、各労働者が同一の時間働く均衡が複数存在しうることを示した。こうした状況では、ある均衡から別の均衡に移行することで、各労働者の効用が増加するのに、コーディネーションがなされないために、次善の均衡に留まる「コーディネーションの失敗」が生じうる。そうした企業内のコーディネーション問題の解決を図る役割を果たすのが、企業組織である。多くの雇用契約においては、細かい労働内容までは規定せず（不完備契約）、労働者は、一定の範囲内では、労働時間も含め、雇主の指図に従うことが暗黙裡に想定されている（Milgrom and Roberts (1992)）。しかし、雇主が全く自由に労働時間を決めてしまう場合、情報の非対称性の下、Akerlof (1976) が「ラット・レース（ネズミの競争）」と呼んだ過剰な競争が労働時間に関して生じ、多くの労働者が最適水準を超えて、長時間の労働に従事させられる等の弊害が生じうる。例えば、専門職のケースではあるが、Landers, Rebitzer and Taylor (1996) は、米国の法律事務所において、ラット・レースの結果、弁護士が過剰に長時間労働を行っていることを実証研究で明らかにしている。

こうした過剰な長時間労働を抑制する手段としては、労働組合が労働時間につき労使交渉を行うことが考えられよう。その場合には、各国の労働組合の影響力の差異が各国の労働時間の長さに影響しうる。Alesina, Glaeser and Sacerdote (2006) は、一定の仮定の下、労働組合員の雇用維持を目的とする労働組合は、ある産業が不況に陥った場合、各組合員の労働時間を短縮することで、雇用維持を図ることを示した。実際に、OECD 諸国につき、労働協約にカバーされる労働者の割合と労働時間の関係を見ると、産業別労働協約の存在により幅広く労働者が労働協約にカバーされる（労働協約のカバー率の高い）国においては、労働時間が短いという関係にある。また、現実にも、欧州大陸諸国の労働組合は、積極的に労働時間の短縮に取り組んでおり、労働組合の支

持を受けた政府も労働時間の短縮につながる措置を講じてきた。

さらに、税制と労働組合の役割とどちらが重要かを見てみるために、Alesina, Glaeser and Sacerdote (2006) は、OECD 諸国を対象に、労働時間を被説明変数とし、税率、労働協約のカバー率等を説明変数とした回帰分析を行い、労働協約のカバー率を説明変数に含めない場合には、税率が労働時間に有意に影響を持つように見えるが、労働協約のカバー率を説明変数に含めると、同カバー率の影響が有意になる反面、税率に係る係数が有意でなくなることを示し、労働組合の影響力が税制以上に重要な役割を持つことを示している。

これに対し、Nickell and Layard (1999) は、労働組合の役割等の標準的な労働市場制度に関する変数を含めた回帰分析において、税のくさびの10%の増加により、1週あたりの労働時間が1時間減少すると推計している（Nickell (2006), 表2.4）。これは、Prescott (2004) や Davis and Henrekson (2004) よりも小さい値であるが、労働組合の役割等を勘案しても、労働時間に対し税のくさびが一定の影響を持つことを意味している。

② 選好の違いと文化

Blanchard (2004) は、米国と欧州諸国の間の労働時間の変化は、生産性向上の果実を、米国においては所得向上の形で享受したのに対し、欧州諸国においては余暇の増加の形で享受しようとしたことによると指摘した。各国の家計の消費（あるいは所得）と余暇の間の選好にあまり大きな差異はないという仮定で議論を進めた Prescott (2004) に対し、Blanchard (2004) は、税率の影響は限定的で、むしろ米国と欧州諸国の人々の余暇に対する選好の違いが労働時間の差異をもたらしたとした。Alesina, Glaeser and Sacerdote (2006) も、ドイツのデータや欧州諸国の国際比較から、労働時間が短い労働者のほうが幸福感を感じていることを指摘している⁵⁾⁶⁾。

IV わが国における Prescott 論文の妥当性と含意

Prescott (2004) が、日本を含めた先進国 7 カ国につき、税率の低い国は労働時間が相対的に長いと指摘したのは上述のとおりである。ただし、表 1 からわかるように、実は日本についての予測値は、1970~74 年に週 6 時間の誤差になっており、必ずしも精度が高くない。この点は、Prescott (2004) 自体も認めており、①効用関数の仮定が日本については適切でなく、過大な労働供給の弾力性がもたらされている可能性、②予測に用いた労働時間のデータが、1970~74 年は事務所ベースのデータ（『毎月勤労統計調査』）なのに対し、1993~96 年は事務所ベースよりも相対的に長い労働時間を示す家計ベースのデータ（『労働力調査』）であることから、両期間の間の労働時間の減少幅が、本来よりデータ上、過小になっている可能性を示唆している。そうした問題はあつたものの、Prescott (2004) の主張を巡り、米国と欧州大陸諸国を念頭になされてきた経済学者の議論が、日本にどの程度、当てはまるかを考察することは有意義と考えられる。

1 労働供給の弾力性

上述のように、Prescott (2004) の重大な問題点の一つは、労働供給の弾力性につき欧米におけるマイクロデータの実証研究の成果と比較して、過大な仮定を置いているところである。わが国における労働供給の弾力性の実証研究については、林 (2006) にまとめられているが、林 (2006) が指摘するように、欧米と異なり、働き盛りの男性労働者の労働供給の弾力性に関する本格的研究がなされておらず、また税制の効果も適切に取り扱われない分析がほとんどであった。働き盛りの男性労働者の労働供給の弾力性につき、税制を勘案しながら推計した数少ない実証研究としては、Bessho and Hayashi (2008) が存在する。Bessho and Hayashi (2008) は、『就業構造基本調査』の個票を用い、Hausman (1981)(注 3) 参照) 流の線型の労働供給関数を用いた尤度推計と Zabalza

(1983) の CES 型効用関数を仮定した尤度推計の 2 つの方法で、労働供給の弾力性につき推計を行っている。線形労働供給関数の場合、労働供給の非補償弾力性（マーシャル弾力性）は、0.059~0.178、所得効果は、 $-0.321 \sim -0.637$ となっている（Bessho and Hayashi (2008), p. 12）。また、CES 型効用関数を仮定した場合は、労働供給の非補償弾力性は 0.138~0.211、所得効果が -0.79 程度となっている。（Bessho and Hayashi (2008), p. 14）。両方の方法とも Prescott (2004) と異なり、非補償弾力性については小さなものとなっている。しかし、所得効果については特に CES 型効用関数を仮定した推計では Prescott (2004) の仮定（上述の場合で -0.77 ）に近くなっている。実際、CES 型効用関数を用いた推計方法では、代替の弾力性に係るパラメーターが直接推計されるが、その推計値は、コブ・ダグラス型効用関数の場合に近いものとなっている。したがって、欧米での先行研究と異なり、Bessho and Hayashi (2008) の推計からは、直ちに Prescott (2004) の労働供給の弾力性の妥当性を否定することは難しい。

いずれにせよ、わが国の労働供給の弾力性が主要先進国と比較して特に高いと考えるべき要因も見当たらないこと等も踏まえると、Bessho and Hayashi (2008) の推計のみから、Prescott (2004) の労働供給の弾力性の仮定がわが国に妥当するかにつき、確たる結論を出すのは時期尚早と考えられる⁷⁾。現時点では、わが国において労働供給の弾力性につき十分な実証研究の蓄積があるとは言えず、今後、労働供給の弾力性に関する実証研究が広範に行われ、研究者間にコンセンサスが出来ていくことが強く望まれる⁸⁾⁹⁾。

2 税収の使途と給付の構造

欧米においては、現実にマクロ的な労働供給量の変化に重要な役割を果たしているのは、高齢者の早期引退や既婚女性の就業行動等であるとして、一般的な労働者の税負担のみに着目して労働供給を論じる Prescott (2004) の分析に対する批判がなされているが、わが国においても、同様の批判が可能かと思われる。

働き盛りの男性労働者以外の、有配偶の女性労

働者の労働供給や高齢者の就業行動等に関する分析については、わが国においても実証研究が蓄積されてきている。有配偶の女性労働者に関する分析においては、100万円周辺での就業調整の有無が注目され、安部・大竹(1995)、永瀬(1997)等は、労働時間の(非補償)賃金弾力性は負であることを見出しているが、その背景に、配偶者控除、民間の(所得制限付の)配偶者手当等に配慮した100万円周辺での所得調整行動が存在する可能性を指摘している。税・社会保障制度による非線型の予算制約式の存在を考慮し、Hausman(1981)を踏まえた分析を行った赤林(2003)においては、賃金効果は正で非常に小さいことが示されたが、現実の既婚女性の所得決定の歪みが税・社会保障制度のみでは説明できず、民間の(所得制限付の)配偶者手当が重要な役割を果たしている可能性が指摘されている。

また、高齢者の就業行動についても、多くの研究が行われている(例えば、清家・山田(2004))が、公的年金が所得効果および収入制限効果を通じて、高齢者の就労を阻害している可能性が指摘されている。

失業に関しては、雇用時の給与に対する課税のみならず、失業時に受け取る雇用保険給付金に対する課税も影響を及ぼす。日本においては、雇用保険給付金は所得税の対象となっていないため、所得税の一般的な増税は、雇用時と失業時の税引き後の所得代替率を低下させる。他方、消費税は、雇用時の給与からの消費、または雇用保険給付金からの消費に同率の課税がなされるので、失業に影響を与える可能性は少ないと考えられる。

3 税制以外の要因

① 労働組合の役割

欧米での議論においては、労働組合の交渉力の弱い国においては、労働時間が相対的に長いことが指摘されている。労働組合の交渉力を客観的に測るのは難しいが、Summers, Gruber and Vergara(1993)のAppendixで示されたコーポラティズムの各種指標においては、日本を最低水準のコーポラティズムの国としているものが多い。また、労働組合の影響をその中央主権の度合いを

アングロサクソンモデル(企業別労働組合が中心)、欧州大陸国モデル(産業別労働組合)および北欧モデル(最も中央集権的な労働組織)の3つに分けたDaveri and Tabellini(2000)も、日本を最も分散的なアングロサクソンモデルに含めている。したがって、日本の労働組合の影響力が小さいことも、労働時間の短縮化が進まない一つの理由と考えられる。

しかし、労働者の補完性は、企業内だけでなく、企業間でも存在している。例えば、わが国においては、週70時間以上の労働を行っている者のうち、半数以上が、「取引先(顧客)との関係で、時間を合わせる必要がある」ことを、残業や深夜・休日出勤などがある理由として挙げている(平成19年版労働経済白書2-(2)-36図)。このことは、企業を超えた労働時間のコーディネーションが必要なことを示している。産業別労働組合ではなく、企業別労働組合が中心のわが国では、労使交渉でそうした補完性まで考慮することは難しく、場合によっては、政府の労働時間規制等によるコーディネーションが必要となることもあろう。

② 選好の違いと文化

日本人の勤労倫理は、高いと一般に信じられており、そうした選好の違いが労働時間の長さに反映されている可能性はある。日米における仕事と幸福感の関係について分析を行った佐野・大竹(2007)は、日米とも労働時間が長くなるほど平均的な幸福度は減少しているが、日本の場合、週90時間以上労働している者の平均的な幸福度は他に比べて高いことを報告している(ただし、サンプル数が少なく、異常値の可能性も否定できないとしている)。また、歴史的にも、斎藤(2006)は、江戸時代には、農民の時間と商家の時間という2つの観念が存在し、これが産業化の進展とともに、自営業の時間と商家の時間に転じ、戦後、日本型雇用制度の定着とともに、会社の時間が支配的になったとし、現在の労働時間には過去の日本人の時間観が反映されていると指摘している。しかし、最近のワーク・ライフ・バランス確保への幅広い支持を見ても、日本人の多くが現在の長時間労働自体を望ましくないものとみなしている可能性が

強く、現在の長時間労働の実態が日本人の選好を反映した効率的なものだとするには無理があるように思われる。

4 労働時間規制の意義

Prescott (2004) は必ずしも精度は高くないことは認めながらも、日本の労働時間の1970年代前半から1990年代後半までの労働時間の低下を、欧米のケースと同様に、日本の労働所得に係る(消費税・社会保険料も含む)税負担の増加で一定程度説明できるとの立場を取っているように思われる。

しかしながら、Hayashi and Prescott (2002) においては、日本の1980年代後半以降の労働時間の短縮を1993年までは、時短促進政策(週40時間制への移行)による外生的なものとして仮定する一方、日本の労働所得税は分析対象期間中、一定であり、結果に影響を与えないので、分析からは捨象するとしており(Hayashi and Prescott (2002), p. 215)、2つの論文における労働供給の扱いは整合的ではない。

現実には、日本政府の時短への動きは、1980年代の貿易摩擦拡大の中で欧米からのソーシャル・ダンピング論に応じ、時短を図ってきたという側面が強い¹⁰⁾。したがって、税制の変化に対応して、内生的に労働時間が短くなったとするPrescott (2004) よりも、1993年までの時短を外生的制約としてとらえるHayashi and Prescott (2002) の仮定のほうが事実に即していると思われる。

しかし、政府の労働時間規制の有効性を認める場合も、ではなぜわが国において、1980年代後半に時短促進政策が取られるまで、労使の自主的な交渉による時短が進まなかったのかとの疑問は残る。Hayashi and Prescott (2002) も認めているように、時短促進政策は、当時の国民からも支持されており、同政策が不必要な制約を課して、国民の経済厚生を低下させたとは考えられない。むしろ、典型的シンクロナイズ問題である労働時間に関し複数均衡が存在しており、国の時短促進政策により、国民の経済厚生観点から劣る長時間労働の均衡から、国民にとって望ましいより短時間労働の均衡に移行したと考えるほうが適当で

はないかと思われる。

V おわりに——Prescott 論文を巡る論争のわが国への含意

本稿においては、主要先進国の労働時間の違いの要因を、その税・社会保険料負担の違いに求めたPrescott (2004) を巡る論争を紹介し、そうした議論がわが国において妥当するかを考察した。わが国においても各種給付制度のもたらすインセンティブ構造のほうがより重要であると考えられ、Prescott (2004) のモデルは、現実の労働時間の分析にはあまり有用ではないと思われる。また、欧米での論争では、労働組合の果たす役割も指摘されており、わが国においても、長時間労働抑制に労働組合の果たしうる役割(とその限界)につき、より深い議論がなされる必要がある。また、Prescott (2004) の仮定する労働供給の弾力性の妥当性については、わが国の働き盛りの男性労働者の労働供給の弾力性に関する数少ない実証研究であるBessho and Hayashi (2008) の推計からは確たることが言えず、今後、労働供給の弾力性に関する実証研究が広範に行われ、研究者間にコンセンサスが出来ていくことが強く望まれる。

最後に、ワーク・ライフ・バランスの推進政策の評価をPrescott (2004) のような動学的一般均衡モデルで行うことの意義について述べることにしたい。Hayashi and Prescott (2002) は、90年代のいわゆる「失われた10年」の長期低迷の原因として、生産性上昇率の低下と並び、80年代後半以降の時短促進政策による労働供給の減少を挙げた。しかし、その分析は、実は、失われた10年の少なくとも一部は「失われていなかった」ことを明らかにしている。すなわち、時短促進政策によりフォーマル部門での労働供給は減少したが、減少した労働供給は、家事生産部門か、余暇に振り替えられている¹¹⁾。家事生産部門にシフトした労働供給による付加価値分は、「失われた」のではなく、単にGDP統計上、計上されていないだけである。さらに、余暇に振り替えられた分は、付加価値は生み出さないものの、各家計の効用を増大させ、経済厚生を向上させる。Prescott

(2006) に代表される動学的一般均衡モデルが優れている点は、GDP 成長率等の指標ではなく、経済厚生そのものの増減で、経済政策を評価できることである (Lucas (1987))。わが国においては、「ワーク・ライフ・バランスの確保により、女性の就業率が増加し、労働供給の制約が緩和されるため、経済成長のためにもワーク・ライフ・バランスの推進が必要だ」と論じられることが多いが、経済厚生の重視という経済学本来の考え方に基づけば、ワーク・ライフ・バランスの推進政策の望ましさは、GDP 成長率のみではなく、家事生産による付加価値の増加、さらには余暇の享受による経済厚生の向上まで含めて評価されるべきである。

Prescott (2004) の労働時間への税制の影響のモデルは、現実の労働時間の分析にはあまり有用とは考えられないが、Prescott (2004) が米国とフランスの労働者の経済厚生を比較したように、労働時間をめぐる政策の評価を経済厚生への影響で考えたとの視点を呈示している点については、わが国における労働時間をめぐる政策論議に非常に貴重な示唆を与えたものと考えられよう。

- 1) 失業と税制の間の関係については、例えば Bovenberg (2006), Nickell (2006) 等を参照されたい。税制は失業(雇用)水準に重要な影響を持ちうるが、その関係は、Prescott (2004) の想定するような単純なものではなく、賃金設定の方式、失業給付制度および失業給付に対する課税等に影響されるより複雑なものと考えられている。
- 2) 税率については、現実の税制から税率を算定するのではなく、Mendoza, Razin and Tesar (1994) 等のように、SNA ベースのデータに基づき、税率を算出している。例えば、消費税率 τ_c については、間接税額と(間接税の影響を調整後の)民間消費支出額の比率により算出する。個人所得税率(社会保険料率を含む) τ_h については、まず(社会保険料以外の)個人所得税の平均税率 τ_{inc} を、直接税額と(間接税額と減価償却額を控除後の)GDP の比率により算出し、社会保険料率 τ_{ss} については、社会保険料額と雇用所得額 $((1-\theta) \times (\text{間接税控除後の GDP})$ で推計)の比率で算出する。しかし、(2)式では、消費と余暇の限界代替率との関係が問題になっているので、税率として考慮すべきは、平均税率ではなく、限界税率である。このため、Prescott (2004) においては、米国所得税制について分析した Feenberg and Coultts (1993) の研究を踏まえ、累進構造の個人所得税において、限界税率は平均税率の 1.6 倍であるとし、他方、線形の社会保険料率については、限界税率は平均税率に等しいとして、次の式で τ_h を算出する。

$$\tau_h = \tau_{ss} + 1.6\tau_{inc}$$

この関係を、米国のみならず他の G7 諸国にも当てはまるとして、各国の限界税率 τ_h を推計する。

- 3) なお、Hausman (1981) は、累進所得税制の下では、予算制約式が屈折しているため、非労働所得として、現実の非労働所得のみならず、予算制約式の屈折に対応した virtual income まで想定した推計を行う必要があることを指摘し、そうした点を踏まえた新しい推計方法を用いて、従来に較べ、大きな所得効果を見出し、一時期、注目を浴びた。しかし、Hausman (1981) の推計方法には深刻なバイアスが存在することを McCurdy (1992) 等が指摘している。
- 4) 税制とインフォーマル部門の関係については、他にも、社会保険料も含めた税負担がインフォーマル部門を拡大させるとの同様の結論を得ている実証研究(例えば、Schneider and Ente (2000))も存在する。しかし、発展途上国や市場移行国まで入れた研究においては、法定税率はあまり重要でなく、むしろ過剰な規制や賄賂の要求を逃れて、インフォーマル部門に生産がシフトすることの方が重要であるとの指摘 (Friedman *et al.* (2000)) もある。
- 5) 文化的要因という説明については、Prescott (2002) は、欧州大陸の労働者も、1970 年代には、米国の労働者と変わらない労働時間であったことを指摘し、その後、欧州大陸国の労働時間が大きく減少したことは説明できないとして反論している。他方、Huberman and Minns (2007) は、より長い 1870 年から 2000 年までの旧世界(欧州諸国)および新世界(米国・カナダ・オーストラリア)における労働時間を見ると、1870 年から 1913 年の間においても、旧世界の諸国における週あたりおよび年間の労働時間は、新世界よりも大きく減少していることを指摘し、両世界の労働時間に関する差異は、福祉国家制度の始まる前から存在しており、Prescott (2002) の主張の根拠は疑わしいとしている。
- 6) 他の説明としては、米国とドイツの労働時間の違いにつき、米国の所得格差がドイツより大きいことを指摘し、所得格差の大きさが労働のインセンティブを生み、そのため、米国人がドイツ人よりも長時間働くとした Bell and Freeman (2001) がある。しかし、わが国の所得格差は、米国・英国ほど大きくないことを考えると、わが国の国際的に見ても長い労働時間を所得格差で説明することは難しいと思われる。
- 7) 注 3) に述べたように、Hausman (1981) の推計方法には、バイアスが存在していることが知られている。Bessho and Hayashi (2008) の以前のバージョンの考えられる問題点については、Kunieda (2005) が指摘している。
- 8) 税制に関し十分な配慮がなされた分析ではないものの、最近の注目すべき研究として、黒田・山本 (2006)、大竹・竹中・安井 (2007) 等がある。黒田・山本 (2006) は、1990 年代以降の都道府県・年齢層・性別の集計データから労働供給の弾力性を推計している。その分析の中心は異時点間の労働供給の弾力性(フリッシュ弾力性)であるが、非補償弾力性(マーシャル弾力性)についても推計がなされている。『社会生活基本調査』に基づく推計では、非補償弾力性が 0.47 とされ、『賃金構造基本統計調査』に基づく推計では、非補償弾力性が 0.63 としている。しかし、労働時間(intensive margin)の非補償弾力性については、『社会生活基本調査』に基づく推計では -0.01 とされ、『賃金構造基本統計調査』に基づく推計でも 0.11 とされており、すでに働いている労働者の労働時間は賃金にあまり反応しないことが示されている。また、大竹・竹中・安井 (2007) は、日米の労働者に対し、仮想的質問によるアンケート調査を行い、日本の一般労働者については、非補償弾力性は、-0.0519 で賃金上

- 昇により労働供給を減少させる傾向があること、所得効果は、 -0.110 で所得上昇により労働供給は減少すること等を推計している。
- 9) なお、わが国の長時間労働に関し特筆すべき点としては、「サービス残業」の幅広い存在がある。報酬が支払われないのに残業を行う労働者が、税引き後の報酬水準の変化に反応するとは考えられず、サービス残業の存在は、Prescott (2004) の主張に反する証拠と考えられよう。こうした見方に対しては、自発的にサービス残業するホワイトカラーほど年間総報酬額が高い傾向を指摘し、企業と労働者の間に、高賃金の代わりに自発的なサービス残業をするという暗黙の契約を結んでいると解釈できるとする高橋 (2005) の反論がある。しかし、自発的なサービス残業という見方については、小倉 (2007) が、JILPT 調査に基づく分析から、収入は、サービス残業の有無には影響を与えていても、サービス残業の「長さ」には影響を与えていないことを見出しており、わが国のサービス残業の大部分を、高賃金を得るための自発的なものとみなすことは難しい。
- 10) 具体的には、1986 年の前川レポートにおいて、欧米先進国なみの年間総労働時間の実現と週休二日制の早期完全実施が提言され、翌年の経済審議会「構造調整の指針」(前川レポート) で年間 1800 時間程度という労働時間の短縮目標が定められた。1987 年および 1993 年の労働基準法改正により週 40 時間制が導入され、1992 年にはいわゆる時短促進法が制定された。
- 11) わが国の男女の生活時間の推移を見ると、1981 年以降、仕事時間はしだいに減少しているが、男性では家事時間が増えており、女性では家事時間の減少が見られる。余暇については、男女とも増加している。(平成 19 年版労働経済白書 (2007) 136 頁)

参考文献

- Akerlof, G. (1976) "The Economics of Caste and of the Rat Race and Other Woeful Tales," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 90, pp. 597-617.
- Alesina, A., E. Glaeser, and B. Sacerdote (2006) "Work and Leisure in the United States and Europe: Why So Different?" *NBER Macroeconomics Annual 2005*, pp. 1-64.
- Bell, L., and R. Freeman (2001) "The Incentive for Working Hard: Explaining Hours Worked Differences in the US and Germany," *Labour Economics* Vol. 8, pp. 181-202.
- Bessho, S., and M. Hayashi (2008) "A Structural Estimation of the CES Preferences and Linear Labor Supply: The Case of Prime-age Males in Japan," Discussion Paper No. 2008-2, Department of Economics, Hitotsubashi University.
- Blanchard, O. (2004) "The Economic Future of Europe," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 18, No. 4, pp. 3-26.
- Blundell, R., and T. McCurdy (1999) "Labor supply: A Review of Alternative Approaches," in O. Ashenfelter and D. Card eds., *Handbook of Labor Economics* Vol. 3A, pp. 1559-1696.
- Bovenberg, A. L. (2006) "Tax Policy and Labor Market Performance," in J. Agell and P. B. Sorensen eds., *Tax Policy and Labor Market Performance*, MIT Press, pp. 3-74.
- Daveri, F. and G. Tabellini (2000) "Unemployment, Growth and Taxation in Industrial Countries," *Economic Policy*, Vol. 30, pp. 49-104.
- Davis, S., and M. Henrekson (2004) "Tax Effects on Work Activity, Industry Mix and Shadow Economy Size: Evidence from Rich-country Comparisons," NBER Working paper No. 10509.
- Eissa, N. (1996) "Tax Reforms and Labor Supply," in J. Poterba ed., *Tax Policy and the Economy*, Vol. 10, MIT Press.
- Feenberg, D., and E. Coutts (1993) "An Introduction to the TAXISM Model," *Journal of Policy Analysis and Management*, Vol. 12, pp. 184-94.
- Friedman, E., S. Johnson, D. Kaufmann, and P. Zoido-Lobaton (2000) "Dodging the Grabbing Hand: The Determinants of Unofficial Activity in 69 Countries," *Journal of Public Economics*, Vol. 76, pp. 459-493.
- Gruber, J. and D. Wise, eds. (1999) *Social Security and Retirement around the World*, University of Chicago Press.
- Hansen, G. (1985) "Indivisible Labor and the Business Cycle," *Journal of Monetary Economics*, Vol. 16, pp. 309-27.
- Hausman, J. (1981) "Labor Supply," in H. Aaron and J. Pechman eds., *How Taxes Affect Economic Behavior?* Brookings Institution, Washington D. C., pp. 27-84.
- Hayashi, F., and E. Prescott (2002) "The 1990s in Japan: A Lost Decade," *Review of Economic Dynamics*, Vol. 5, pp. 206-235.
- Huberman, M., and C. Minns (2007) "The Times They Are Not Changin': Days and Hours of Work in Old and New Worlds, 1870-2000," *Explorations in Economic History*, Vol. 44, pp. 538-567.
- Imai, S., and M. Keane (2004) "Intertemporal Labor Supply and Human Capital Accumulation," *International Economic Review*, Vol. 45, pp. 601-641.
- Kunieda, S. (2005) Comments on Prof. Hayashi and Bessho's "Economic Studies of Taxation in Japan: The Case of Personal Income Tax," Presented at International Symposium on Tax Policy and Reform in Asia, Hitotsubashi University.
- Landers, R., J. Rebitzer, and L. Taylor (1996) "Rat Race Redux: Adverse Selection in the Determination of Work Hours in Law Firms," *American Economic Review*, Vol. 86, No. 3, pp. 329-348.
- Ljungqvist, L., and T. Sargent (2007) "Do Taxes Explain European Employment? Indivisible Labor, Human Capital, Lotteries, and Savings," *NBER Macroeconomics Annual 2006*, MIT Press, pp. 181-224.
- Lucas, R. E. (1987) *Models of Business Cycles*, Basil Blackwell.
- McCurdy, T. (1992) "Work Incentive Effects of Taxes: Re-examination of Some Evidence," *American Economic Review*, Vol. 82, pp. 243-249.
- Mendoza, E., A. Razin, and L. Tesar (1994) "Effective Tax Rates in Macroeconomics: Cross-country Estimates of Tax Rates on Factor Incomes and Consumption," *Journal of Monetary Economics*, Vol. 34, pp. 297-323.
- Milgrom, P. and J. Roberts (1992) *Economics, Organization & Management*, Prentice Hall.

- Mulligan, C. (2001) "Aggregate Implications of Individual Labor," *Advances in Macroeconomics* Vol. 1, No. 1.
- Nickell, S. (2006) "Work and Taxes," in J. Agell and P. B. Sorensen eds., *Tax Policy and Labor Market Performance*, MIT Press, pp. 75-96.
- Nickell, S., and R. Layard (1999) "Labor Market Institutions and Economic Performance," in O. Ashenfelter and D. Card eds., *Handbook of Labor Economics* Vol. 3C, pp. 3029-3084.
- OECD (2006) *OECD Employment Outlook 2006*.
- OECD (2007) *OECD Employment Outlook 2007*.
- Prescott, E. (2002) "Prosperity and Depression," *American Economic Review*, Vol. 92, No. 2, pp. 1-15.
- Prescott, E. (2004) "Why Do Americans Work So Much More than Europeans?" *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*, Vol. 28, No. 1, July, pp. 2-13.
- Prescott, E. (2006) "Nobel Lecture: The Transformation of Macroeconomic Policy and Research," *Journal of Political Economy*, Vol. 114, No. 2, pp. 203-235.
- Rogerson, R. (1988) "Indivisible Labor, Lotteries and Equilibrium," *Journal of Monetary Economics*, Vol. 21, pp. 3-16.
- Rogerson, R. (2007) "Taxation and Market Work: Is Scandinavia an Outliner?" *Economic Theory* Vol. 32, pp. 59-85.
- Schneider, F., and D. H. Ente (2000) "Shadow Economies: Size, Cause, and Consequences," *Journal of Economic Literature* Vol. 38, pp. 77-114.
- Summers, L., J. Gruber and R. Vergara (1993) "Taxation and the Structure of Labor Markets: The Case of Corporatism," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 108, No. 2, pp. 385-411.
- Weiss, Y. (1996) "Synchronization of Work Schedules," *International Economic Review*, Vol. 37, No. 1, pp. 157-179.
- Zabalza, A. (1983) "The CES Utility Function, Nonlinear Budget Constraints and Labor Supply: Results on Female Participation and Hours," *Economic Journal*, Vol. 93, No. 370, pp. 312-330.
- 赤林英夫 (2003) 「社会保障・税制と既婚女性の労働供給」国立社会保障・人口問題研究所編『選択の時代の社会保障』東京大学出版会, pp. 113-133.
- 安部由起子・大竹文雄 (1995) 「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動」『季刊社会保障研究』第31巻第2号, pp. 120-134.
- 大竹文雄・竹中雄二・安井健悟 (2007) 「労働供給の賃金弾力性——仮想的質問による推定」林文夫編『経済停滞の原因と制度』勁草書房, pp. 303-324.
- 小倉一哉 (2007) 『エンドレス・ワーカーズ——働きすぎ日本人の実像』日本経済新聞出版社.
- 黒田祥子・山本勲 (2006) 「人々は賃金の変化に応じて労働供給をどの程度変えるのか?——労働供給弾力性値の概念整理とわが国のデータを用いた推計」日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー 2006-J-3.
- 斎藤修 (2006) 「農民の時間から会社の時間へ」社会政策学会編『働きすぎ——労働・生活時間の社会政策 (社会政策学会誌第15号)』法律文化社, pp. 3-18.
- 佐野晋平・大竹文雄 (2007) 「労働と幸福度」『日本労働研究雑誌』No. 558, pp. 4-18.
- 清家篤・山田篤裕 (2004) 『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社.
- 高橋陽子 (2005) 「ホワイトカラー『サービス残業』の経済学的背景——労働時間・報酬に関する暗黙の契約」『日本労働研究雑誌』No. 536, pp. 56-68.
- 永瀬伸子 (1997) 「有配偶者女子の労働供給——短時間, 長時間労働供給関数の推定」『経済研究』第48巻第1号, pp. 49-58.
- 林正義 (2006) 「税制と労働供給——我が国における実証分析をめぐって」『わが国の税制と労働供給の関わりに関する調査研究報告書』財政経済協会, pp. 5-24.

くにえだ・しげき 一橋大学国際・公共政策大学院准教授。
最近の主な著作に『生活保護の経済分析』東京大学出版会
(共著, 2008年)。財政学・社会保障論専攻。